

規制改革推進会議人材WG御説明資料

「多様な働き手のニーズに応える環境の整備」の検討状況について

平成29年1月24日

厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官室

規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）抜粋

「規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）」（抄）

事項名	規制改革の内容	実施時期
多様な働き手のニーズに応える環境の整備	多様な働き手のニーズに応じていくため、従来の主要関係者のみならず、様々な立場の声を吸収し、それらを政策に反映させていくための検討を行う。	平成27年度中に検討

規制改革実施計画のフォローアップ結果

平成28年5月19日公表 規制改革会議(第63回)「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」(抄)

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容	実施状況(平成28年3月31日時点)	今後の予定(平成28年3月31日時点)
----------------------------------	--------------------	---------------------

多様な働き方の実現

多様な働き手のニーズに応じていくため、従来の主要関係者のみならず、様々な立場の声を吸収し、それらを政策に反映させていくための検討を行う。(平成27年度中に検討)

2035年の環境変化を見据え、一人ひとりの希望と能力、ライフスタイル等に応じた多様な選択肢のある働き方が可能な社会の実現に向けた検討のため、平成28年1月に若手をはじめ幅広い分野・立場の有識者から構成する「『働き方の未来2035:一人ひとりが輝くために』懇談会」を設置。平成28年3月末までに4回の会合等を開催し検討を行っている。

平成28年夏に懇談会報告書を取りまとめる予定であり、当該報告書を踏まえ、多様な働き手のニーズに応えるための政策立案を行うとともに、可能な政策から直ちに講じる。

さらに、働き方の多様化等により的確に対応した政策作りのため、労働政策審議会等の在り方について検討を行う。

働き方に関する政策決定プロセス有識者会議

趣旨

近年、産業構造・就業構造の変化や働き方の多様化が進行。

労働政策の推進にあたっては、これまで以上に様々な分野や立場の人の声を広く吸収し、機動的な政策決定を行うことが不可欠。

働き方に関する政策決定プロセスについて検討を行うため、有識者会議を開催。

主な検討項目

- (1) 労働政策に関する企画・立案などのあり方について
- (2) 労働政策審議会の機能、構成（委員、部会・分科会など）、運営、事後評価などのあり方について
- (3) 労働政策に関する国民の意見聴取などのあり方について
- (4) その他

メンバー

秋池 玲子	ポストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター	中西 宏明	株式会社日立製作所取締役会長 代表執行役
安藤 至大	日本大学総合科学研究所准教授	村木 厚子	前厚生労働事務次官
大内 伸哉	神戸大学大学院法学研究科教授	守島 基博	一橋大学大学院商学研究科教授
大田 弘子	政策研究大学院大学教授	森田 朗	国立社会保障・人口問題研究所所長
古賀 申明	公益社団法人連合総合生活開発研究所理事長	山川 隆一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
小峰 隆夫	法政大学大学院政策創造研究科教授	横田 響子	株式会社コラボ代表取締役
富山 和彦	株式会社経営共創基盤代表取締役CEO		

(50音順、 は座長)

進め方

第1回を平成28年7月26日に開催。

年内を目途に議論のとりまとめ。

働き方に関する政策決定プロセス有識者会議 開催実績

	開催日	主な議題等
第1回	平成28年7月26日	働き方に関する政策決定プロセスのあり方について
第2回	平成28年9月23日	有識者からのヒアリング ・認定NPO法人育て上げネット理事長 工藤 啓 氏 ・東京大学大学院経済学研究科教授 柳川 範之 氏 ・慶應義塾大学商学部教授 樋口 美雄 氏
第3回	平成28年10月21日	労使関係者からのヒアリング ・株式会社ベネッセホールディングス人事戦略担当本部長CHO / 株式会社ベネッセコーポレーション取締役 岡田 晴奈 氏 ・日本労働組合総連合会事務局長 逢見 直人 氏 ・大崎電気工業株式会社代表取締役会長 渡辺 佳英 氏
第4回	平成28年10月27日	論点整理
第5回	平成28年12月14日	報告書案について

働き方に関する政策決定プロセス有識者会議報告書 概要

現状

働き方に関する政策決定プロセスの中では、労働政策審議会（以下「労政審」）が大きな割合を占めている。労政審は公労使の三者構成。労使委員は労使の代表的団体の意見を踏まえ厚生労働大臣が選任。働き方に関する法律制定・改正を行う場合は、そのほとんどが労働政策に関する重要事項に該当するとして労政審で議論を行っている。

課題と改革案

< 課題 >

議論する政策課題と議論の場

- 分科会・部会を横断するような課題や中長期的な課題については議論されにくい環境にある
- 旧来の労使の枠にはまりにくい課題も生じてきている

< 改革案 >

○ 公労使同数の三者構成による現行の労政審分科会、部会で議論

【審議事項】

- ILOによる要請（最低賃金制度、職業安定業務に関する政策）
- 職場の労働条件など労使を直接縛るルールに関する法令等（労働時間、賃金、安全衛生など）

○ 新たな部会（労働政策基本部会（仮称））を本審の下に設置

【委員構成】

- 公労使同数の三者構成ではなく有識者委員により構成（企業や労働者の実情を熟知した者も含める）

【審議事項】

- 基本的課題について審議
- 課題例：旧来の労使の枠組に当てはまらないもの、就業構造に関するもの

○ ほとんどすべての法律の制定・改正を労政審で議論するという事は、我が国が批准しているILO条約で要請されているものを除くと法制度の実効性を確保する等の観点から慣行的に行われているものであるため、他の会議等から提言された課題については、課題の性質や議論の状況等を勘案しつつ、慣行を見直し、柔軟な対応を行う

多様な意見の反映

○ 労使委員の選任に当たっては、産業構造・就業構造等にできる限り配慮

○ 労使団体代表以外の臨時委員・専門委員・ヒアリング等活用

○ 地方人材の登用促進。また、必要に応じて地方視察やホームページ等を通じた国民からの意見募集も積極的に活用